

令和 7 年度 愛 知 県 介 護 サ ー ビ ス 情 報 公 表 計 画

1 目 的

令和 7 年度愛知県介護サービス情報公表計画（以下「計画」という。）は、介護保険利用者が介護サービス事業者の選択に資することを目的として、介護保険法施行令第 37 条の 2 の 3 第 1 項及び同条の 5 第 1 項に基づき、愛知県内（名古屋市を除く）における介護サービス事業者に係る介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務手続等を定めることとする。

2 実施主体

(1) 愛知県

愛知県（以下「県」という。）は、介護サービス事業者から提出される介護サービス情報に係る報告及び指定調査機関が行う調査の結果を受理し、これを公正かつ的確に公表する事務を行う。

(2) 指定調査機関

指定調査機関は、別表 1 のとおりとし、計画に定められた介護サービス事業者に対し、中立公正な調査を実施し、その結果を県に報告する事務を行う。

3 実施方法

(1) 計画の基準日

令和 7 年 1 月 1 日

(2) 計画期間

介護サービス情報に係る報告、調査及び公表は、令和 7 年 8 月 6 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に行うものとする。

(3) 介護サービス情報に係る報告

介護サービス事業者は、この計画に基づき介護サービス情報を県に報告するものとする。

ア 報告対象事業者

- (ア) 計画の基準日において、介護保険法第 115 条の 35 第 1 項に基づく厚生労働省令で定めるサービス（別表 2）を提供する事業者のうち、計画の基準日前 1 年間ににおいて介護報酬の支払いを受けた金額が 100 万円を超える事業者（以下「公表対象事業者」という。）。

ただし、計画の基準日前 1 年間ににおいて介護報酬の支払いを受けた金額が 100 万円以下の事業者であっても、介護サービス情報の公表を希望する場合は、計画の対象とすることができる。

- (イ) 計画の基準日以降、新たに介護保険法第 115 条の 35 第 1 項に基づく厚生労働省令で定めるサービスの提供を開始しようとする事業者（以下「新規公表対象事業者」という。）

イ 報告内容

- (ア) 公表対象事業者については、介護保険法施行規則第 140 条の 45 に規定する別表第一（以下「基本情報」という。）及び別表第二（以下「運営情報」という。）にそれぞれ定められた項目について報告する。
- (イ) 新規公表対象事業者については、基本情報のみについて報告する。
- (ウ) 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 2 に基づき県が定めた独自項目については、可能な限り報告することとする。

ウ 報告の提出先及び提出期限

- (ア) 公表対象事業者及び新規公表対象事業者（以下「公表対象事業者等」という。）は、原則として、介護サービス情報公表システム・報告サブシステムにより作成したデータを県に電送するものとする。

なお、公表対象事業者等の実情に応じて、介護保険法施行規則第140条の45に定める事項を記録した磁気ディスク、同事項を記載した書類の提出で可とする。

- (イ) 公表対象事業者に係る報告の提出期限は、令和7年8月31日までとする。
(ウ) 新規公表対象事業者に係る報告の提出期限は、介護サービスの事業開始後1か月以内とする。

ただし、令和7年1月1日から令和7年7月1日までの間に、新たに介護サービスの事業を開始しようとする新規公表対象事業者に係る報告期限は、同年8月31日までとする。

(4) 介護サービス情報に係る調査

ア 調査対象となる事業所

県は、公表対象事業者のうち次のものについて、指定調査機関に介護サービス情報に係る調査委託を行う。指定調査機関は県から委託を受け、この計画に基づき介護サービス情報に係る調査を行い、その結果を県に報告するものとする。（調査を行う指定調査機関は別に定める。）

- (ア) 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、新たに介護サービスの事業を開始した事業者で、令和6年1月から令和6年12月までの年間介護報酬額が100万円を超える事業者
(イ) 令和5年12月までに指定を受けた事業者で、調査を希望する事業者（愛知県手数料条例に定める介護サービス情報調査手数料を徴収）

※ 運営指導対象事業所（(ア)、(イ)の事業所を除く）については、計画・調査期間に関わらず県が運営指導と同時に調査するものとする。

イ 調査項目

公表対象事業者から報告のあった基本情報及び運営情報とする。

ウ 調査期間

調査を行う月は、令和7年9月から令和8年3月までの間とする。

エ 一体的な調査の対象となる事業

一体的な調査の対象となる事業については、別表2に掲げる事業を対象とし、複数の調査を1件として、同一の事業所又は施設において、複数の介護サービスに関し同時に一体的な調査を行うものとする。

(5) 介護サービス情報の公表

県は、この計画に基づき介護サービス情報の公表を行うものとする。

ア 公表を行う時期

公表対象事業者等に係る介護サービス情報の公表は、報告の翌月末までに行うものとする。

イ 公表の方法

県が行う情報の公表方法は、次のとおりとする。

- (ア) インターネットによる公表

県は、公表対象事業者等の介護サービス情報を原則として「介護サービス情報公表システム」（アドレス <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>）により公表する。

また、県は、インターネットによる公表情報が適切に要介護高齢者等である利用者に提供されるよう、利用者の家族、地域、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に対し、本制度の活用についての普及啓発に努めるものとする。

(イ) その他の公表方法

県は、公表情報資料を整備し、利用者等の要請に応じ閲覧に供する。

4 介護サービス情報の更新

- (1) 公表対象事業者等は、公表された情報の内容に変更があった場合は、変更事項を記載した書類又は介護サービス情報公表システム・報告サブシステムにより作成したデータを県に提出又は電送するものとする。
- (2) 県は、公表対象事業者等からの変更報告に基づき、翌月末までに公表情報の更新を行う。

5 是正命令を受けた事業者に係る介護サービス情報の取扱い

介護保険法第115条の3第4項に基づく報告、報告内容の是正又は調査を命じられた公表対象事業者等に係る介護サービス情報は、この計画にかかわらず、別途検討の上、調査又は公表を行う。

6 介護サービス情報の調査手数料

公表対象事業者のうち調査を希望する事業者は、愛知県手数料条例の定めるところにより、調査されるサービスごとに別表3に掲げる手数料を負担するものとする。

7 公表対象事業者が報告しない場合の取扱い

県は、公表対象事業者から報告期限までに報告がされない場合、一定期間経過後に当該事業所を介護サービス情報公表システム上で未掲載事業所として公表し、さらに一定期間経過後に過年度の公表内容（現掲載内容）について非公表とすることができるものとする。

8 廃止又は休止した事業所の介護サービス情報の取扱い

既に介護サービス情報を公表した事業所が廃止又は休止した場合は、当該廃止又は休止した事実を確認した時点で、当該事業所からの申し出を待たずに、介護サービス情報公表システムから該当する情報を削除又は非公表とすることができるものとする。

(別表 1)

○ 指定調査機関一覧

指定調査機関の名称	所在地	区分
特定非営利活動法人 あいち福祉アセスメント	東海市東海町二丁目 6 番地の 5 かえでビル 2F	A B
特定非営利活動法人 『サークル・福寿草』	名古屋市熱田区三本松町 1 3 番 1 9 号	A B
株式会社中部評価センター	名古屋市緑区左京山 1 0 4 番地 加福ビル 左京山 1 F	A B
特定非営利活動法人 なごみ（和）の会	名古屋市千種区小松町五丁目 2 番 5 号	A B
特定非営利活動法人 HEART TO HEART	東海市養父町北堀畑 5 8 - 1	A
株式会社ユニバーサルリンク	名古屋市守山区森孝三丁目 1 0 1 0 番地	A B
株式会社第三者評価機構	静岡県静岡市葵区材木町 8 番地 1 柴山ビ ル 1 F-A	A B
一般社団法人 福祉サービス評価センター	名古屋市中川区四女子町一丁目 5 9 番地の 1	A B

※ A・・・認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護を除く全ての介護サービス
B・・・認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護のみ

(別表 2)

○ 報告対象事業者のサービス種別

介護保険法第 115 条の 35 第 1 項に基づく厚生労働省令で定めるサービスの種類

訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護保険法施行規則第 14 条第 4 号に掲げる診療所に係るものを除く。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、居宅介護支援、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（介護保険法施行規則第 22 条の 14 第 4 号に掲げる診療所に係るものを除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

一体的な調査の対象となる事業一覧

- 訪問介護、夜間対応型訪問介護
- 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- 訪問看護、介護予防訪問看護、指定療養通所介護
- 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、指定療養通所介護
- 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定療養通所介護
- 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防短期入所生活介護
- 短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護老人保健施設、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- 短期入所療養介護（介護医療院）、介護医療院、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
- 軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- 居宅介護支援、○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、○ 複合型サービス

(別表 3)

○ 介護サービス情報の調査手数料の一覧

サービス種別	手数料
●訪問介護 ○夜間対応型訪問介護	1 件につき 23,500
●訪問入浴介護 ○介護予防訪問入浴介護	
●訪問看護 ○介護予防訪問看護	
●訪問リハビリテーション ○介護予防訪問リハビリテーション	
●定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
●福祉用具貸与 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ○特定介護予防福祉用具販売	1 件につき 22,900
●居宅介護支援	
●通所介護 ○地域密着型通所介護 ○療養通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護	1 件につき 24,100
●通所リハビリテーション ○介護予防通所リハビリテーション	
●特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) ○介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ○介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	
●特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) ○特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型) ○介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム等) ○介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム等・外部サービス利用型) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	
●認知症対応型共同生活介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護	
●小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護	
●複合型サービス	
●介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護	
●介護老人保健施設 ○短期入所療養介護(介護老人保健施設) ○介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	
●介護医療院 ○短期入所療養介護(介護医療院) ○介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	

(備考) 主たるサービス (●印) と同類型の予防サービス等 (同じ枠内○印) に関し複数の調査が同時に行われる場合には、当該複数の調査を 1 件とする。